

国立大学法人大分大学教員人事委員会規程

平成28年12月1日制定

平成28年規程第62号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第5条第2項の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の教員の人事に関する事項を審議するために教員組織に設置する国立大学法人大分大学教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教員人事委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 法人における教員の人事に関する事項
- (2) 教育研究組織における教員の授業，診療，業務等に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 教員人事委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
- (2) 国立大学法人大分大学教員組織規程第4条第1項に規定する部門長
- (3) その他委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条 教員人事委員会に委員長を置き、前条第1号の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、必要に応じて教員人事委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 教員人事委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより教員人事委員会を開催す

る必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の教員人事委員会において報告しなければならない。

(事務)

第7条 教員人事委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教員人事委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第3号）

この規程は、令和4年3月1日から施行する。